

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第174号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月16日 02時46分ごろ	
発生場所	大分県姫島村 姫島灯台から真方位247° 1.4海里付近 (概位 北緯33°43.3′ 東経131°40.5′)	
事故等調査の経過	平成22年11月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 誠海丸 <sup>せいかい</sup> 、499トン 140069、誠洋汽船株式会社 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶所有者）、日鐵物流株式会社（運航者）	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船：球状船首に破口、船首部船底に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか3人が乗り組み、姫島南方沖を真方位約320°の針路、約11.5ノットの対地速力で、自動操舵により航行中、船橋当直中の一等航海士が居眠りに陥り、平成22年11月16日02時46分ごろ、姫島村東浦漁港（大海地区）大海東沖防波堤の周囲に敷設された消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）に船首部を乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 数十cm、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	一等航海士は、十分に休養を取り、疲れはなかった。 本船は、居眠り防止装置が設置されていたが、事故当時、不具合が生じて使用されていなかった。 本船の喫水は、船首約3.62m、船尾約4.70mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、姫島南方沖を航行中、船橋当直中の一 等航海士が、椅子に座った姿勢で自動操舵で操船 していたことから、居眠りに陥った可能性がある と考えられる。 一等航海士は、眠気を催したものの、今まで居 眠りをしたことがなかったので、眠気を我慢でき ると思い込み、椅子に座った状態で操船していた ものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、姫島南方沖を自動操舵で航行中、船橋当直中 の一等航海士が居眠りに陥ったため、本件消波ブロックに乗り揚げたこと	

	により発生したものと考えられる。
--	------------------